

自民党と統一協会の改憲論について

2022.10.7 清水雅彦（日本体育大学・憲法学）

はじめに

一 統一協会と自民党の改憲案

1 国際勝共連合の改憲案～2017年4月13日渡邊芳雄副会長による動画「憲法改正とは」 <https://www.youtube.com/watch?v=P3VzK5veac&t=760s>

① 憲法とは？

- ・国のかたち…歴史、文化、伝統をふまえたかたち／「共同体」の本質を明らかにする
- ・立憲主義…憲法は国家権力を縛るもの

① 「緊急事態条項」の新設

- ・政府の権限強化…権利の制限、食料・燃料の統制など

② 家族保護の文言追加

- ・家族は社会の自然かつ基礎的単位
- ・同性婚の否定…異姓婚と同列に扱うと家庭が崩れ国家が内部から崩壊、「社会の基礎としての家庭」との認識が混乱

③ 「自衛隊」の明記

- ・集団的自衛権の限定行使容認を含む、安保関連法施行を土台に「自衛隊」の存在を明記

2 自民党の改憲案

① 「新憲法草案」（2005年10月28日、全面的改憲案）

② 「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日、全面的改憲案）

③ 「条文イメージ（たたき台素案）」（2018年3月26日党大会、4項目改憲案）

3 メディア報道

- ・『勝共連合』改憲案 自民とうり二つ」しんぶん赤旗 2022年7月24日
- ・「旧統一教会側と自民党、改憲案が『一致』 緊急事態条項、家族条項…濃厚な関係が影響？」東京新聞 2022年8月2日
- ・『勝共連合』と自民党、改憲草案に多くの一致点」毎日新聞 2022年8月8日
- ・「旧統一協会と自民、重なる主張 自衛隊明記・選択的夫婦別姓」朝日新聞 2022年9月6日

二 緊急事態条項論の内容と問題点

1 中山太郎氏の「緊急事態に関する憲法改正試案」（2011年）

① 主な内容

- ・地震、津波等による大規模な自然災害、テロリズムによる社会秩序の混乱その他の事態
- ・内閣総理大臣が緊急事態の宣言を発し、国会の承認を求める
- ・両議院が会議を開くことができない時は両院合同委員会が行う
- ・内閣総理大臣は行政機関の長を指揮監督し、地方公共団体の長に必要な指示をする
- ・内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行う（国会の承認は事後）
- ・通信の自由、居住及び移転の自由、財産権を政令で制限する

② 主な趣旨

- ・東日本大震災後の復興の遅れは緊急事態の議論が十分に行われてこなかったことに一因

- ・内閣総理大臣の権限集中・財産権等の制限・議員の任期延長と衆議院解散の制限に効果
- ・憲法は緊急事態条項を持つことで初めて緊急事態が生じても憲法秩序の維持が可能

③ 問題点

- ・あいまいな規定…「その他の事態」に「戦争」も、定義未確定の「テロリズム」も
- ・乱暴な議論…発生防止が不可能な自然災害と防止可能な戦争との混同
- ・首相の権限強化…「国権の最高機関」である国会の事後承認、対等な自治体への指示
- ・人権の制限…自由権の安易な制限、政令政治
- ・震災との関係…復興の遅れは憲法の問題なのか
- ・憲法の保障…国家緊急権の明記が憲法の保障になるのか

2 自民党の「日本国憲法改正草案」(2012年4月)第9章緊急事態

① 条文案

- ・98条1項「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。」
- ・99条1項「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。」
- ・99条3項「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。……」

② 問題点

- ・あいまいな規定、首相の権限強化、人権の制限・政令政治へ

3 自民党の4項目改憲案の緊急事態条項(2018年3月)

① 条文案

- ・73条の2「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待つかまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。
- ② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。」
- ・64条の2「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。」

② 問題点

- ・国会議員の任期延長なら改正も一つの選択肢
- ・しかし、任期の異なる二院制を取っている日本で本当に必要か(参議院に解散がない、半数改選、参議院の緊急集会の規定)
- ・政令政治の危険性
- ・「大規模な災害」…12年改憲案との違い、国民保護法「武力攻撃災害」に適用可能

4 国家緊急権を容認する事例

① 諸外国の場合

- ・憲法に規定なし…イギリス(そもそも憲法典がない、法律で対応)
アメリカ(法律で対応)
- ・憲法に規定あり…ドイツ(ワイマール憲法48条の大統領の非常事態権限濫用・悪用、14年間で250回以上も発動、ナチスも悪用、戦後は1968年に基本法に緊急事態条項挿入、防衛事態認定は連邦議会、憲法裁判所の統制あり)

フランス（1958年第5共和制憲法16条に大統領の非常事態措置権、両院議長・憲法院に諮問必要、1961年アルジェリア危機発動に批判、2015年11月テロ後は1955年緊急事態法で対応、政府は改憲断念）

② 大日本帝国憲法の場合

- ・緊急勅令(8条)…「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」
→緊急勅令による行政戒厳（1923年関東大震災、36年2・26事件）
1928年の治安維持法改正（最高刑を死刑に）
- ・戒厳大権(14条)…「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」
- ・非常大権(31条)…「本章〔第二章 臣民権利義務〕ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」

5 日本国憲法の場合

① 日本国憲法と国家緊急権

- ・大日本帝国憲法にはあったのに規定なし…戦前の反省からあえて「沈黙」したと考える

② 日本国憲法下の現行法

- ・日本国憲法（54条2項）…参議院の緊急集会規定（1946年7月15日帝国憲法改正案委員会での金森徳治郎国務大臣による国家緊急権不要論）
- ・災害対策基本法（105条以下）…災害緊急事態に配給・債務延期などで政令制定権
- ・警察法(71条以下)…大規模な災害・騒乱その他緊急事態に内閣総理大臣が緊急事態布告
- ・自衛隊法(76条以下)…自衛隊による防衛出動、治安出動、警護出動、警備行動等
- ・有事法制…武力攻撃事態法・国民保護法等による武力攻撃事態等への国民統制

6 まとめ

- ・「コロナ対応のために改憲」の暴論…英米は条項なし、独仏は発動していない
- ・コロナ対応の問題…憲法25条（生存権の保障、社会保障・公衆衛生の向上・増進責務）があるのに全国保健所数1992年852→2022年468、OECD諸外国と比べ少ない医師・ICU数
- ・緊急事態条項論…全面改憲のための「お試し改憲論」、これだけで危険な改憲

三 家族保護改憲論の内容と問題点

1 自民党の「日本国憲法改正草案」（2012年4月）

① 条文案

- ・前文「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。／日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。」
- ・24条1項「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」

② 問題点

- ・復古主義的改憲論の復活＋新自由主義的改憲論の挿入
- ・「近代」という価値観の否定…近代＝公と私、法と道徳の区別
- ・家族規定…国家による私的領域への口出し
育児・介護等で国家の役割（公助）の後退と家族の「自助」「共助」の強調

2 言説・運動・立法

① 言説・運動

- ・自民党保守派・日本会議・神社本庁・統一協会などがジェンダーフリーバッシング・男女共同参画批判・夫婦別姓反対・同性婚反対・2021年LGBT理解増進法案潰しなど

② 立法

- ・安倍政権の2006年に教育基本法改正で10条「家庭教育」を新設
「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」
- ・安倍政権の2017年に家庭教育支援法制定に向けた動き
- ・世界平和統一家庭連合の関連団体関係者らが神奈川県内23市町村議会に「家庭教育支援法の制定を求める意見書」提出（東京新聞2022年9月3日朝刊）
- ・家庭教育支援条例（地方自治研究機構によると9月3日現在で10県6市で制定）への関与

四 9条改憲論の内容と問題点

1 2017年5月3日民間憲法臨調・美しい日本の憲法をつくる国民の会共催の第19回公開憲法フォーラムでの安倍首相のメッセージ

① 憲法論

- ・「憲法は、国の未来、理想の姿を語るものです。」
- 憲法＝国家権力制限規範、先の戦争の反省から戦争・戦力規制の重みをまず考えるべき
石川健治（東京大学教授・憲法学）「立憲主義的な憲法の定義のなかに、理想はない。特定の理想を書き込まないのが、理想の憲法だ。」（朝日新聞2017年5月19日朝刊）

② 9条「加憲」論

- ・「例えば、憲法9条です。今日、災害救助を含め、命懸けで、24時間、365日、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜く、その任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は9割を超えています。しかし、多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が、今なお存在しています。『自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張って守ってくれ』というのは、あまりにも無責任です。／私は、少なくとも、私たちの世代の内に、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべきである、と考えます。／もちろん、9条の平和主義の理念については、未来に向けて、しっかりと、堅持していかなければなりません。そこで、『9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む』という考え方、これは、国民的な議論に値するのだろう、と思います。」

2 日本政策研究センターの主張

① 『明日への選択』2016年9月号（日本政策研究センター）

- ・伊藤哲夫（日本政策研究センター代表）『三分の二』獲得後の改憲戦略
「ところで、もう一方で提案したいと考えるのが、改憲を更に具体化していくための思考の転換だ。一言でいえば、『改憲はまず加憲から』という考え方に他ならないが、ただこれは『三分の二』の重要な一角たる公明党の主張に単に適合させる、といった方向性だけに留まらないことをまず指摘したい。むしろ護憲派にこちら側から揺さぶりをかけ、彼らに昨年のような大々的な『統一戦線』を容易には形成させないための積極戦略でもある、ということなのだ。」「……筆者がまずこの『加憲』という文脈で考えるのは、例えば前文に『国家の存立を全力をもって確保し』といった言葉を補うこと、憲法第九条に三項を加え、『但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない』といった規定を入れること、更には独立章を新たに設け、緊急事態における政府の行動を根拠づけるいわゆる『緊急事態条項』を加えること、そして憲法十三条と二十四条を補完する『家族保護規定』を設けること、等々だといってよい。……」「最後にもう一点確認しておきたいのは、これはあくまでも現在の国民世論の現実を踏まえた苦肉の提案であるということだ。国民世論はまだまだ憲法を正面から論じられる段階には至っていない。とすれば、今はこのレベルから固い壁をこじ開けていくのが唯一残された道だ、と考えるのである。つまり、まずはかかる道で『普通国家』になることをめざし、その上でいつの日か、真の『日本』に

もなっていくということだ。」

② 伊藤哲夫・岡田邦弘・小坂実『これがわれらの憲法改正提案だ 護憲派よ、それでも憲法改正に反対か?』(日本政策研究センター、2017年)

- ・3つの憲法改正提案…緊急事態条項、自衛隊の存在明記、家族保護条項
- ・伊藤哲夫「なぜ、三つの改正を提案するのか

「……三分の二の合意形成という目標です。そのためには公明党あるいは日本維新の会、更には言えば民進党の一部だって巻き込んで行けるような、そんな項目というものをまず求めるといった議論が、当然ここでは求められる。なのに、そうした合意がもうハナから出来そうにもないような項目を、いくらそれが重要な項目であったとしても、それをあえて振りかざすというのは、これはもう合意を形成する気がそもそもない議論と言わざるを得ない。……『今の国会の状況を活かした憲法改正』という目前の課題に視点を据えていく場合、これではむしろぶち壊しだと言うべきです。」「……そしてその場合、最大の条件となるのは、これまでの改憲派にとっては納得しがたい議論かも知れないけれども、この憲法は少なくとも全否定はしないという姿勢です。……」

- ・岡田邦弘(日本政策研究センター所長)「自衛隊明記が『九条問題』の克服のカギ」
「……現在の二項を削除し自衛隊を世界の国々が保持している『普通の軍隊』として位置づけることが最もストレートな解決方法と言えます。」「……とはいえ、自衛隊の存在に関して何らかの憲法改正はまったなしの状態にあります。そうだとすれば、二項はそのままにして、九条に新たに第三項を設け、第二項が保持しないと定める『戦力』は別のものであるとして、国際法に基づく自衛隊の存在を明記するという改正案も一考に値する選択肢だと思うのです。いわゆる『加憲』です。」「いずれにしても、自衛隊の存在を憲法に明記することが肝要であり、そのための現実的な改正プランが準備されねばならないと思います。」

3 従来の9条改憲案

* 9条1項改憲案と条文形式でないものは除く。②③は渡辺治編著『憲法改正問題資料』(旬報社、2015年)参照。

① 従来の自民党の9条改憲案

- ・「新憲法草案」(2005年10月)第2章安全保障

第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

第9条の2第1項「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。」

第9条の2第3項「自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。」

- ・「日本国憲法改正草案」(2012年4月)第2章安全保障

第9条第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。」

第9条第2項「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。」

第9条の2第1項「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。」

第9条の2第3項「国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。」

第9条の2第5項「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければ

ならない。」

② 9条1項（原則）維持・2項改正案

- ・渡辺経済研究所憲法改正研究委員会「憲法改正要点の試案」（1953年2月）
第9条第2項「陸海空軍その他の戦力は専ら自衛の目的及び国際集団安全保障のためにのみ存し、且つこれ等の目的にのみ使用される。」
- ・中曽根康弘「高度民主主義民定憲法草案」（1961年1月1日）
第113条第1項「自衛軍は、国の安全と独立を確保し、及び国際平和機構に協力するため必要最小限度の戦力を保持する。」
- ・大石義雄（京都大学教授・憲法学）「日本国憲法改正試案」（1962年7月）
第8条第1項「国際紛争を解決する手段としての戦争は、これを認めない。但し、自衛権の行使はこの限りでない。」
第8条第2項「自衛軍の組織及び権限は、法律の定めるところによる。」
- ・自由民主党憲法調査会「自民党憲法調査会中間報告」（1982年8月11日）
第9条第2項削除→第9条の2「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、自衛隊をおく。」
- ・中川八洋（筑波大学教授・政治学）「日本国憲法〈草案〉」（1984年5月3日）
第9条第2項「前項の規定は、我が国の平和及び安全の維持のために、我が国が個別的または集団的自衛の固有の権利を行使することを妨げるものではない。」
第9条第3項「第二項の目的を達成するために国防軍を保持する。」
- ・読売新聞社「憲法改正試案」（第一次）（1994年11月3日）
第9条第2項削除→第11条第1項「日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための組織を持つことができる。」
- ・木村睦男（自主憲法期成議員同盟会長）「平成新憲法」（1996年4月）
第10条第1項「日本国は、国の平和と独立、および国民の基本的人権を守るため、自衛軍を保持する。」
第11条「国際平和と安全を維持するため、国際連合が集団安全保障措置をとる決議をし、わが国が協力する必要があると認めた場合、内閣総理大臣は国会の承認を経て、自衛軍を海外に派遣することができる。……」
- ・山崎拓（自民党幹事長）「新憲法試案」（2001年5月3日）
第〇条第2項「日本国の主権と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際平和の実現に協力するため、内閣総理大臣の最高指揮権の下、陸、海、空軍、その他の組織を保持する。」
- ・中谷元→陸上自衛隊幹部「憲法草案」（2004年10月）
第〇条「日本国は、国際の平和と安全を維持するために集団安全保障制度に加入することができる。」
第〇条第1条「日本国は、国の防衛のために軍隊を設置する。（陸海空軍を置く。）」
第〇条第2項「軍隊は、我が国の防衛及び前条の規定に基づき行動したときは、集団的自衛権を行使することができる。」
- ・世界平和研究所（中曽根康弘会長）「憲法改正試案」（2005年1月20日）
第11条第2項「日本国は、自らの平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、防衛軍を持つ。」
第11条第3項「日本国は、国際の平和及び安全の維持、並びに人道上の支援のため、国際機関及び国際協調の枠組みの下での活動に、防衛軍を参加させることができる。」
- ・鳩山由紀夫「新憲法試案」（2005年2月）
第47条「日本国は、国際連合その他の確立された国際的機構が行う平和の維持と創造のための活動に積極的に協力する。」
第50条第1項「日本国は、自らの独立と安全を確保するため、自衛軍を保持する。」
- ・創憲会議（民主党内旧民社党・同盟グループ）「新憲法草案」（2005年10月28日）
第3条第2項「日本国は、国の独立と主権を守り、国民の生命、自由および財産を保護し、国の領土を保全し、ならびに国際社会の平和に寄与するため、軍隊を保持する。」

③ 9条1項2項維持・3項追加案

- ・自主憲法期成議員同盟→竹花光範（駒澤大学教授・憲法学）「第一次憲法改正草案（試案）」（1981年10月21日）
 - ◇案一（第3項追加案）第9条第3項「前二項は、日本国の独立と安全を防衛し、国民の基本的な人権を守護することを目的とし、必要な実力（または武力）を保持し、これを行使することを妨げるものではない。」
 - ◇案二（第2項改正案）第9条第2項「日本国の保持する武力は、日本国の独立と安全を防衛し、国民の基本的な人権を守護することを目的とする。」
- ・自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議「日本国憲法改正草案」（1993年4月24日）第9条第3項「前二項の規定は、国際法上許されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであって、自衛のために必要な限度の軍事力を持ち、これを行使することまで禁じたものではない。」

4 自民党の4項目改憲案の9条「加憲」論（2018年3月）

① 条文案

第9条の2「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

② 9条条文案の問題点

- ・衆参法制局・憲法審査会事務局が自民党憲法改正推進本部に關与した巧妙な条文案
- ・「必要最小限度」の削除…自衛隊の活動に歯止めなくなる、公明党対策で復活しても問題
- ・「必要な自衛の措置」…自民党 HP 掲載「4つの『変えたい』こと 自民党の提案」では「自衛の措置（自衛権）と明示、2012年改憲案についての『日本国憲法改正草案 Q&A』では「この『自衛権』には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません。」と説明。限定的な集団的自衛権行使を認めた「安保法制」を超えて全面的な集団的自衛権行使が可能
- ・「前条の規定は……妨げず」…「『妨げない』という表現については、単なる解釈規定という意味だけでなく、その条項に対する例外規定の意味合いが含まれる場合もあり、現在の九条二項解釈を変化させてしまうおそれがあるのではないか」（「自民党憲法改正推進本部 配付資料」）
- ・「内閣の首長たる内閣総理大臣」…内閣総理大臣の権限強化の意図か
cf.憲法 72 条「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」
内閣法 5 条「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する。」
内閣法 6 条「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。」
自衛隊法 7 条「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」
- ・国会の承認は事後承認をでよい、「その他の統制」はあいまい

③ 9条「加憲」の意味

- ・「自衛隊違憲」が憲法上言えなくなる
 - ← 2015年憲法研究者286人が回答したアンケート結果
自衛隊存在違憲162人(56.6%)、合憲73人(25.5%)、わからないその他51人(17.8%)
 - ← 自衛隊違憲論があり、野党・マスコミの追及によって、政府には常に自衛隊が憲法に反しないという説明責任があった。自衛隊≠戦力・軍隊、「実力」にすぎない、諸外国の軍隊とは異なり、「専守防衛」「集団的自衛権行使否認」「海外派兵の禁止」など歯止め
- ・9条2項の「空文化」「死文化」
 - ← 「後法優先の原則（後法は前法に優る、後法は前法を破る）」
 - 「加憲」という表現は妥当か、「単に書き込むだけ」か、「改憲」「壊憲」では
- ・違憲の「安保法制」の正当化、制限規範から授權規範へ

- 集团的自衛権（憲法上は全面的な）も行使できる自衛隊の正当化
 今後は「軍隊」に向けてのさらなる改憲（軍法会議の設置など）・「普通の国」へ
- ・自衛隊の「公共性」論
 →9条の下で否定されてきた「軍事公共性」
 改憲後は自衛隊機の夜間飛行・土地収用・有事の際の徴用・産学軍事研究等に「公共性」

おわりに

1 自民党と統一協会について

- ・「——野党時代の自民党憲法改正草案への影響は？」
 有田 ロビー活動をやるなかでいろんな資料を渡していたということはあるでしょう。でも実像を見ていかないといけない。『統一協会が日本の政治を動かしている』という見方は過大評価です。確かに浸透しているのは浸透しているのですが、それが本当にどこまで政治の力になって影響しているかという、そのまま受け取るべきではない。
 青木 おっしゃる通りでしょう。その上で皮肉をこめて言えば、下村博文氏や山谷えり子氏あたりをはじめとし、そもそもが統一教会と同じような考えを持つ連中が自民党にたくさんいたということでしょう。』（「統一教会と政治 対談 有田芳生×青木理」『週刊金曜日』2022年9月9日号）
- ・自民党改憲案に対する統一協会の影響
 …自民党と統一協会の目指す方向性が全く同じではないが、一致点でお互い利用価値がある
 「統一協会に指示されて改憲案を出した」わけではないが、一定の影響はあると思われる
 戦後の改憲論の中で9条2項維持が少数派の中で統一協会の自衛隊明記論は援軍になる
 （ただし、統一協会は「自衛軍」「国防軍」でも可という立場）
- ・自民党と統一協会の関係について
 …自民党政治家の中には統一協会の支援を受けて当選した者・価値観共有する者が多い
 統一協会が目指す改憲・社会を自民党も目指している部分があるとはいえる
- ・以前ほどではないとしても、全国的な草の根運動など統一協会の行動力を侮ってはいけない
 →（資料1）スパイ防止法制定促進国民会議『スパイ防止法が必要なこれだけの理由』（1987年発行）表紙にある1733ものスパイ防止法制定促進議決自治体
 （資料2）スパイ防止法制定促進国民会議機関紙『平和と安全』1988年1月1日号にあるスパイ防止法制定を支持する学者の会首都圏分約380人もの世話人・賛同人

2 2012年自民党改憲案にみる信教の自由・政教分離規定の変更

- ・日本国憲法20条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」
 ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」
- 12年改憲案20条「信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。
 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。」
- …統一協会が政治上の権力を行使？ 国や自治体などが限定的ながら宗教教育・宗教活動？

3 明文改憲だけでなく、実質改憲にも注意

- ・「敵基地攻撃論」、ロシアによるウクライナ侵略後の議論、防衛費GDP比2%以上論など
- ・『防衛白書』の「憲法第9条の趣旨についての政府見解」「保持できる自衛力」の表現変更
 …「……わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならぬと考えている。」（『令和3年版 防衛白書』以前）
 →「……わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならぬと考えられている。」（『令和4年版 防衛白書』）

【参考文献】・清水雅彦『憲法を変えて「戦争のボタン」を押しますか？』（高文研、2013年）
 ・清水雅彦『9条改憲 48の論点』（高文研、2019年）